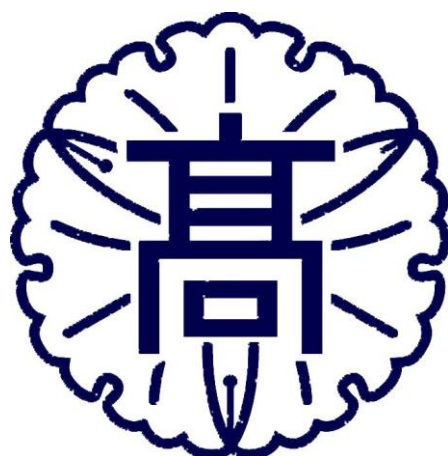


令和5年度

学校生活の手引き



大阪府立だいせん聴覚高等支援学校

学校生活全般にわたる諸規定

1. 修業年限は、本科の課程にあつては3年、専攻科の課程にあつては2年とする。
2. 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 学期は次のとおりとする。
前期 4月1日から10月10日まで 後期 10月11日から3月31日まで
4. 休業日は、次のとおりとする。
 - (1)土曜日・日曜日および祝日
 - (2)夏季休業日 7月21日から8月27日まで
 - (3)秋季休業日 10月6日から10月10日まで
 - (4)冬季休業日 12月23日から翌年1月8日まで
 - (5)春季休業日 3月25日から4月7日まで
5. 教育活動
教科学習活動と特別教育活動（HR、部活動、生徒自治会活動）と自立活動がある。
 - (1)教科活動 1～6限目50分授業・7～8限目50分授業
 - (2)特別教育活動
 - (ア)SHR 毎日 午前8時35分から
 - (イ)朝礼 月曜日 午前8時40分から
 - (ウ)HR 月曜日 1時限目
 - (エ)部活動 本科生は全員加入
 - ①活動日時は、基本的に月～金曜日午後3時30分～4時45分 5時完全下校
 - ②部活動の時間延長については、延長願を提出の上、必ず部顧問の付添があること。時間については、午後6時完全下校とする。
 - ③早朝練習については、午前7時30分以降開始とし、延長願を提出の上、必ず部顧問の付添があること。
 - (オ)生徒自治会活動・・・必要に応じて行う。
6. その他
 - (1)忌引き日数は原則として、次の日数以内とする。

父母（親権者を含む）	7日
兄弟姉妹	5日
祖父母	3日
伯叔父母、その他親族	1日

ただし、遠隔地の場合は上記の日数に往復に要する日数を加算できる。
 - (2)規定の日数、規定の授業時間数に満たない場合、あるいは著しく成績不振の教科がある場合は、原級留置（留年）がある。

暴風警報・特別警報発令時の休校

暴風警報・特別警報発令時の臨時休業などの措置は、次のとおりとする。

- (1)午前7時現在、堺市に「**暴風警報**」「**暴風特別警報**」「**大雨特別警報**」が発表されているときは、臨時休業とする。
- (2)午前7時から12時を含む時間帯にJR阪和線または南海高野線の三国ヶ丘駅を含む区間で「**計画運休**」が行われるときは臨時休業とする。

〔注意事項〕

- ・新聞・テレビなどの報道に十分に注意してください。
- ・詳細は学校ホームページ上の「緊急時連絡ブログ」をご確認ください。
- ・計画運休とは鉄道などの公共交通機関が、悪天候で運行への影響が予測される場合に、あらかじめ告知した上で運休を行うもので、人身事故等の突発的な運休は含みません。
- ・居住地域に上記の警報が発表されている場合は自主的に登校を見合わせてください。

有意義な高校生活をおくるために

1. 基本的な生活習慣をつける

- (1) 規則正しい生活を続け、生活リズムを確立すること。
- (2) 遅刻、欠席、早退は必ず事前に保護者から学校に連絡すること。

2. 学校生活の基本

- (1) 次のような活動がある。①教科学習、学級活動と学校行事②生徒自治会活動③部活動
- (2) 自立に向けて様々なことを学ぶ。(自立活動)
- (3) 自己の聴覚管理を進める。
- (4) 学校からの連絡・通知文書類は保護者に渡すこと。
- (5) 学習活動など学校生活上で必要でない物品の校内持ち込みはしないこと。

3. 通学について

- (1) 通学時の自転車、自動車の使用は厳禁とする。
- (2) 自転車通学については、許可を得た生徒以外は禁止とする。
(ただし、自宅から最寄りの駅までは可)

4. 遅刻について

- (1) 8:35に、HR 教室に入室していない場合を遅刻とする。
- (2) 遅刻した場合は、自身の科職員室に行き『入室許可証』に記入し、速やかに授業場所へ向かう。
- (3) 授業開始後20分までの遅刻の場合は、その授業は出席とする。
- (4) 交通機関等による遅れは延着証明書(Web 証明含む)を確認の上、相応の時間内の場合は遅刻としない。
- (5) 理由のない度重なる遅刻に関しては、遅刻回数に応じた指導をおこなう。

5. 服装・身だしなみについて

TPO【Time (時間) ,Place (場所) ,Occasion (場合)】に応じた、進学・就職をめざす学生としてふさわしいものとする。

(1) 夏服・冬服の期間について

4月…冬服、5月～10月…夏服または冬服、11月～3月…冬服

*上記を基本とするが、気温や各自の体調に応じて着分けるものとする。

ただし、会社見学等の校外行事などでは、冬服の着用を指示する場合がある。

(2) 本科生は本校指定の制服、専攻科生はビジネススーツを着用すること

[本科生] 以下の着こなし方から選択すること。

基本形…[夏服] ①開襟シャツ、スラックス (ネクタイは着用しない)

②開襟シャツ、スカート (リボン着用しない)

[冬服] ①長袖シャツ、スラックス、ネクタイ、ジャケット

②長袖シャツ、スカート、リボン、ジャケット

[共通] カバンについては、特に指定なし。

靴については《認めていない物》以外は特に指定なし。

[専攻科生] 以下の着こなし方から選択すること。

基本形…[夏服] ①半袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しなくてもよい)

②半袖ポロシャツ、半袖ブラウス、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しない)

[冬服] ①スーツ、長袖カッターシャツ、スラックス、ネクタイ

②スーツ、長袖カッターシャツ、スカート

③スーツ、ブラウス、スラックスまたはスカート

[共通] 靴については革靴、パンプスを基本とする。

(スポーツシューズ、ローファーでも可)

スーツの色は、紺・グレー・黒系のみ。

カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツの色は白とする。

カバンについては、特に指定なし。

(3) 服装に関する補足

《認めているもの》

・紫外線対策の帽子等 (登下校時のみ)

・防寒具 (ジャンパー、ダウン、コート、マフラー) の着用。(登下校時のみ)

※状況に応じて校内でも防寒着の使用を認める。防寒着の中には必ずジャケットを着用すること。

※校内では自身の体調に合わせ、シャツやベストで過ごしてもかまわない。

・シャツ (半袖、長袖、ブラウスとも) の上からのセーターの着用。

*本科生は学校指定のセーター、ベスト、カーディガン。

専攻科生は各自で準備したもの。ただし、色は紺・グレー・黒の3色のみ。

《認めていないもの》

・シャツの裾をスラックス、スカートから出す着こなし。

ただし、本科生の開襟シャツ、専攻科生のポロシャツはその限りではない。

・スラックスの裾を折り曲げる。

・他人から見て見苦しいと思うようなボタンの開け方。(第一ボタンまで可)

・ジャケット内のジャージ、パーカーの着用。

・白、黒、グレー、ベージュ系以外のインナーの着用。(柄物も不可)

・ミュール、サンダル、ぞうり、クロックス、ブーツ、ハイヒール等の履物。

・スカートの中にジャージ、体操服の着用。

服装違反者については状況を確認し、下校時まで学校で預かり、放課後に返却する。

(4) 頭髪・化粧・装飾など

『TPO に応じたふさわしい身だしなみであること』

[本科生]

・パーマ、毛染め、化粧 (口紅・マニキュア・つけまつげ・エクステ・マスカラ・アイプチなど)、カラーコンタクト (度入りも含む)、ネックレス、ピアスなど、学校生活を過ごす上で必要ないものは禁止する。

[専攻科生]

- ・外部実習や就職面接等を踏まえた清潔清楚な身だしなみであること。
- ・過度に華美とならないこと。

(5) その他

- ・校舎内は下足と上履きを区別すること。(上履きは指定のものを履くこと。)
- ・体育館、学科の実習室などの履物については別に定める。

6. スマートフォン・携帯電話の取り扱いについて

- (1) 授業、考査等が始まる前には電源を切ってカゴの中に入れておくこと。
- (2) 朝礼、集会、式典など集団活動中の使用は禁止とする。
- (3) 休憩時間のみ使用を認める。
 - ※ただし、歩きながらの使用(歩きスマホ)、食事中的使用(ランチルームでの使用)、他人との貸し借りはしないこと。
 - ※SNS(LINE・Twitter・Facebook・Instagram等)を介した不適切な書き込み・写真・動画等の投稿は絶対しないこと。
- (4) 学校内のコンセントを使用しての充電は禁止とする。
- (5) 注意しても、指導に従わない場合は、「指導無視」とみなして指導の対象とする。

7. ICT機器の取り扱いについて

- (1) ICT機器の貸し借りは禁止とする。
- (2) Apple IDのフィルタリング、ソフト等の設定の変更は禁止とする。
- (3) 移動時や必要以外はHR教室の鍵付きロッカーで管理する。
- (4) 故障や紛失・盗難等の場合は、自己負担で修理・再購入する。
- (5) 授業中、教員の提示以外の操作は禁止とする。
- (6) 朝礼、集会、式典など集団活動中の使用は禁止とする。
- (7) 休憩時間の使用については、歩きながらの使用・食事中的使用は禁止とする。
- (8) 学校での充電は原則禁止とする。
- (9) 考査・検定等が始まる前には、電源を切ってカゴの中に入れておくこと。
- (10) 違法行為は行わないこと。
- (11) 学校で使用するのに不適切なアプリ等があった場合は、担任と管理職の判断で削除させる等の指導を行う。
- (12) SNS(LINE・Twitter・Facebook・Instagram等)を介した不適切な書き込み・写真・動画等の投稿は絶対しないこと。
- (13) iPad等の機器が紛失・盗難・故障した時は自己責任で修理・購入をする。
- (14) 注意しても、指導に従わない場合は、「指導無視」とみなして指導の対象とする。

8. オンライン授業の注意事項とマナーについて

- (1) 個人情報、著作権について
 - ①アカウントとパスワードは、決して他人に教えない。(他人がなりすましてログインする可能性があるため)

- ②授業で知り得た他の人の個人情報、目的外では使わない。
- ③撮影を伴う場合は、カメラの背景に気を付ける。家族の姿や個人情報、そのほか不適切なものが映らないようにする。
- ④授業の様子を無断で録画したり、SNS や動画配信サイトにアップロードしない。
 - オンライン授業で映った先生や他の生徒の顔を、無断で SNS や動画配信サイトにアップロードすることは、肖像権の侵害にあたる。
 - オンライン授業における資料等を SNS や動画配信サイトにアップロードすることは、著作権の侵害にあたる。

(2) 授業としての参加

- ①Classroom は適切に使用する。授業で不要なコメントの投稿は厳禁。
- ②授業の開始時間や課題提出の〆切等、時間厳守する。
- ③オンライン授業に取り組む前に、必ず筆記用具やノート、教科書を準備する。
- ④ZOOM 等のテレビ会議アプリで授業やホームルームを行う際は、本科生は制服、専攻科生はスーツを着用して参加する。
- ⑤「ながら」ではなく、真剣に取り組む。TV をみながら、ゲームをしながら行わない。

9. 考査について

全ての考査は、次の点に注意すること。

- (1) 20分以上遅刻した場合は欠課とするが、受験は認める。
- (2) カンニングなどの不正行為をした者は懲戒処分の対象とする。
[不正行為をした場合は、その教科は0点とする。]
- (3) 原則、途中退室は認めない。

10. 懲戒などの指導対象について

次にかかげるような行為(類似行為)をした生徒は懲戒など指導の対象となる。

(事象によっては、同席の場合も懲戒など指導の対象となる。)

- ①飲酒、喫煙、薬物乱用(電子(加熱式)タバコ・ノンアルコール類を含む。)
- ②喫煙具(たばこ、マッチ、ライター等)の所持
- ③暴言・暴力、いじめ行為
- ④万引き、窃盗などの反社会的行為
- ⑤セクハラ(性的嫌がらせ)
- ⑥故意による公共物破損
- ⑦迷惑行為
- ⑧授業妨害、授業放棄、無断早退
- ⑨考査中の不正行為
- ⑩入れ墨、タトゥー(刺青)等
- ⑪SNSを(LINE・Twitter・Facebook・Instagram等)介した不適切な行為
- ⑫指導拒否や指導無視、校則違反
- ⑬著しい怠学行為
- ⑭単車、自動車による通学
- ⑮生徒の本分を逸脱した行動を取り、学校秩序を著しく乱す行為

※懲戒、指導を受けた場合、本校からの就職・進学への推薦が著しく難しくなる。

1 1. 自転車通学について

(1) 次の場合に申請を認める。

- ① 自宅と本校間の自転車通学の場合。(本校より 2 km～8 km の範囲を原則とする)
- ② 自宅と最寄り駅間の自転車通学の場合。

* 自転車通学の範囲内であっても、自転車通学時に危険と判断される場合は、自転車通学を認めない場合もある。安全に自転車通学が可能であるかどうかの判断は、通学経路を地図上で確認の上、必要に応じて本校職員が現地調査を実施した上で判断する。

(2) JR 三国ヶ丘駅、南海三国ヶ丘駅と本校との自転車通学は申請を認めない。

* 通学路の状況調査の結果、限られた時間内に本校生徒が集団で自転車登校をした場合、生徒の安全、一般の歩行者の安全の確保が困難であるため。

(3) 自転車通学時の諸注意

自転車通学をする場合は次の事項を厳守すること。

- ① 防犯登録（車体番号有）してある自転車であること。
- ② 自転車保険へ各自で加入すること。
- ③ 交通法規を守ること。乗車用ヘルメットをかぶるよう努めること。
[二人乗り・傘さし・携帯電話を使用しながらの走行は厳禁]
- ④ 雨ガッパを購入すること。
- ⑤ 自転車通学証のステッカーを自転車後部の見やすい場所に貼付すること。
* ステッカーを損失あるいは自転車を買い換えた場合には、再度申請書を書き、ステッカーを生活指導部から受け取り、後部に貼付すること。
- ⑥ 自転車は所定の自転車置き場に置き、安全点検を怠らないこと。
[ベル・ライト・ブレーキの点検を必ず行うこと]
- ⑦ 自転車の管理は各自の責任で行うこと。
- ⑧ 最寄りの駐輪場等を利用する場合には、使用規定を守ること。
- ⑨ 事故にあった場合は、被害者・加害者を問わず、学校に報告すること。
- ⑩ 本校で実施する自転車通学安全講習会には必ず参加すること。

* 大阪府では、条例により、自転車利用者については自転車保険への加入が義務付けられています。自転車による加害事故は依然として増加傾向にありますので、自転車通学者以外の生徒についても、積極的に保険への加入をお願いします。

1 2. 運転免許取得について

【 本科生 】 運転免許の取得を必要とするものは、運転免許取得許可証をもらった上で、保護者の責任のもと、運転免許を取得することができる。

【 専攻科生 】 保護者の責任のもと運転免許を取得することができるが、必ず事前に担任に伝えておくこと。

【 本科生・専攻科生 】

(1) 運転免許の取得に際しては、学業に支障のないようにしなければならない。

(2) 取得した運転免許証の写しと自動車の運転に関する誓約書を担任まで提出し、生活指導部に届け出ること。

- (3) 運転免許取得後の運転は、保護者の責任のもと、交通法規を遵守し、安全運転をすること。尚、未成年者は絶対に乗せてはならない。
- (4) 通学に使用することは認めない。
- (5) 上記に違反した場合は、指導の対象となる。

1 3. アルバイトについて

【本科生】

- (1) アルバイトは原則禁止とする。
 - (2) 経済的な理由（学費補助など）など、やむを得ない事情がある場合のみ、保護者からの『許可願』の申請により、許可をすることがある。
 - (3) 経済的な理由であっても、下記の条件を原則として満たさなければならない。
 - ① 就業時間は午後 8 時まで。 ② 安全上問題がないこと。
 - ③ 通勤方法の安全が確認できること。
 - ④ 高校生がアルバイトをするにふさわしい事業所・職種であること。
(居酒屋や遊技場等は禁止)
 - (4) アルバイト許可から届け出までの流れ
 - ① 『アルバイト許可願』に必要事項を漏れなく記入し、保護者の署名・捺印後、担任に提出する。
 - ② 担任が保護者に内容を確認し、生活指導部に『アルバイト許可願』を提出する。
 - ③ 書類の確認後、『アルバイト許可証』が発行されるので、担任より受け取ってからアルバイト先を決定する。
 - ④ アルバイト先で『アルバイト届』に事業所名、所在地、責任者名、連絡先を記入してもらう。
 - ⑤ 保護者の署名・捺印後、『アルバイト届』を担任に提出し、生活指導部に提出する。
- * 許可なくアルバイトしていることが分かった場合は、指導の対象となる。**

【専攻科生】

- (1) アルバイトは保護者の責任のもと、行うことができる。ただし、保護者から『アルバイト届』を提出し、以下の事を厳守すること。
 - ① 通勤方法の安全が確認できること。
 - ② 学生がアルバイトをするにふさわしい事業所・職種であり、安全上問題がないこと。
(居酒屋や遊技場等は禁止)
 - ③ 学校よりもアルバイトが優先にならないこと。
 - (2) アルバイト届け出の流れ
 - ① アルバイト先で『アルバイト届』に事業所名、所在地、責任者名、連絡先を記入してもらう。
 - ② 保護者の署名・捺印後、『アルバイト届』を担任に提出し、生活指導部に提出する。
- * 届出なくアルバイトしていることが分かった場合は、指導の対象となる。**
- ★ 学校生活に支障（学習状況、学習態度、遅刻・欠席、部活動等）をきたす場合は、許可の取り消し（本科生）、進級・進学・就職に影響がある。**